第２　体制、規程等の整備
１　体制の整備
⑴　責任体制等の確立
国税・地方税連携ネットワークシステムのセキュリティ（機密性、完全性及び可用性の維持をいう。以下同じ。）を確保するため、国税・地方税連携ネットワークシステムの企画、開発、運用保守及び利用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。
⑵　連絡調整を行う場の設置
ア　国税庁及び指定法人は、国税・地方税連携ネットワークシステムのセキュリティ対策に関し、連絡調整を行う場を設けること。
イ　指定法人は、国税・地方税連携ネットワークシステムのセキュリティ対策に関し、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と連絡調整を行う場を設けること。
⑶　連絡体制の整備
国税庁及び指定法人は、国税・地方税連携ネットワークシステムの運用に関し、それぞれ分担して、異常な状態を早期に発見し、必要に応じて、組織内での迅速かつ適切な報告経路の確保及び相互に連絡することができる体制の整備を図るとともに、指定法人は、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に連絡することができるよう体制の整備を図ること。
２　規程等の整備
⑴　規程の整備
国税・地方税連携ネットワークシステムの企画、開発、運用保守及び利用に関する規程を整備すること。
⑵　国税・地方税連携ネットワークシステムの設計書等の整備
国税・地方税連携ネットワークシステムの設計書、操作手順書等を整備し、常備すること。
３　人事、教育、研修等
⑴　要員管理
国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税・地方税連携ネットワークシステムの運用保守に必要な職員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。また、プログラムの作成及び国税・地方税連携ネットワークシステムの操作の各事務は、同一の者が行うことのないように配慮すること。
⑵　教育及び研修
ア　国税・地方税連携ネットワークシステムを開発、運用保守及び利用する職員に対し、国税・地方税連携ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させること。
イ　国税庁は、指定法人に対し、アの教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。
ウ　指定法人は、国税庁、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に対し、アの教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。
⑶　問合せ窓口の設置
国税庁、指定法人及び認定委託先事業者は、国税・地方税連携ネットワークシステムを開発、運用保守又は利用する職員を支援し、誤操作等の発生を防止するため、それぞれ分担して、操作等に関する問合せ窓口を設置すること。
４　緊急時体制
⑴　作動停止時における事務処理体制
ア　国税・地方税連携ネットワークシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により国税・地方税連携ネットワークシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画並びに国税庁、指定法人、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の間の連絡方法等について相互に密接な連携を図り定めること。
イ　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、相互に密接な連携を図り、行動計画及び連絡方法等の確認を行うこと。
⑵　データの漏えいのおそれがある場合の事務処理体制
ア　データの漏えいその他これに準ずる事態の発生のおそれがある場合の行動計画（国税・地方税連携ネットワークシステムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）並びに国税庁、指定法人、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の間の連絡方法等について相互に密接な連携を図り定めること。
イ　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、相互に密接な連携を図り、行動計画及び連絡方法等の確認を行うこと。

第３　国税・地方税連携ネットワークシステムの環境及び設備
１　建物及び重要機能室
⑴　建物等への侵入の防止等
ア　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税・地方税連携ネットワークシステムに係る建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）を国内に設置すること。
イ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、建物等の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。
ウ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、建物等への不当な侵入を検知・記録するための措置を講ずること。
エ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、電力及び電気通信回線の切断等を防止するための措置を講ずること。
オ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接触の防止について、必要な措置を講ずること。
⑵　重要機能室の配置及び構造
ア　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室の配置及び構造について、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。
イ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室について、その表示を行わない等、できるだけ所在を明らかにしないようにすること。
ウ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室に、緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等、連絡体制を整備すること。
エ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、電子計算機室を税務システム（電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、国税又は地方税に関する記録を管理し、及び国税又は地方税に関する事務を処理するためのシステムをいう。以下同じ。）に係る電子計算機及び電気通信関係装置を設置するための部屋以外の部屋と区別した部屋とすること。当該区別した部屋を確保できない場合は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は指定法人サーバ及び電気通信関係装置を厳重に固定し、専用保管庫により施錠保管すること。
オ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、電子計算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行えるよう配慮すること。
２　障害の防止等
⑴　電気的及び機械的障害の防止等
国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税・地方税連携ネットワークシステムの構成機器又は関連設備の電気的及び機械的障害の発生を防止し、検知するため、及びこれらの障害が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。